

損傷等の届出と賠償責任

- 利用者は、当センターの施設及び附帯設備・備品の原状回復に際し、き損若しくは紛失があった場合は、直ちに当センターへ届出て、その指示に従ってください。
- 利用者は、当センターの施設及び附帯設備・備品に損害を与えた場合は、その損害を賠償しなければなりません。但し、東京都知事がやむを得ない理由があると認めた場合は、賠償額の減額又は免除を行います。